議案第39号

専決処分の承認を求めることについて

和光市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和7年6月5日提出

和光市長 柴﨑 光子

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)等の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

和光市税条例の一部を改正する条例 (別紙のとおり)

令和7年3月31日

和光市長 柴﨑 光子

和光市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

和光市長 柴﨑 光子

和光市条例第15号

和光市税条例の一部を改正する条例

和光市税条例(昭和38年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正 後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(公示送達)

第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を和光市公告式条例(昭和25年条例第61号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

(納税証明事項)

第8条 施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

(種別割の税率)

- 第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(<u>ウ及びオ</u>に掲げるものを<u>除く。</u>) 年額 2 ,000円 (公示送達)

第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、 和光市公告式条例(昭和25年条例第61号)第 2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行う</u>もの とする。

(納税証明事項)

第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第 23号。以下「施行規則」という。)第1条の9 第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26年法律第185号)第59条第1項に規定す る検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車につい て天災その他やむを得ない事由により種別割を滞 納している場合においてその旨とする。

(種別割の税率)

- 第71条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 原動機付自転車
 - ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワット以下のもの(工に掲げるものを<u>除く</u>) 年額 2,000 円

- イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>(ウ</u>に掲げるものを除く。) 又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円
- ウ 2輪のもので、総排気量が 0. 1 2 5 リットル以下かつ最高出力が 4. 0キロワット以下のもの 年額 2,000円
- 工 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの (ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

才 (略)

(2) • (3) (略)

(種別割の減免)

第77条(略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようと する者は、納期限までに、当該軽自動車等につい て減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項 を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明 する書類を添付し、これを市長に提出しなければ ならない。

(1)~(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第71条第 1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原 動機の総排気量及び最高出力)

(6)~(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第78条(略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受け ようとする者は、納期限までに、市長に対して、 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳 (戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168 号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受 けている者で身体障害者手帳の交付を受けていな い者にあつては戦傷病者手帳とする。以下この項 において「身体障害者手帳」という。)、厚生労 働大臣の定めるところにより交付された療育手帳 (以下この項において「療育手帳」という。) 又 は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭 和25年法律第123号)第45条の規定により 交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項 において「精神障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第 92条の規定により交付された身体障害者若しく は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体 障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の 者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以 下この項において「運転免許証」という。)又は これらの者の特定免許情報(同法第95条の2第 <u>2項に規定する特定免許情報をいう。次項に</u>おい <u>て同じ。)が記録された免許情報記録個人番号力</u> <u>ード(同法第95条の2第4項に規定する免許情</u> 報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載し た申請書に減免を必要とする理由を証明する書類 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの年額2,000円

<u>ウ</u> 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2) • (3) (略)

(種別割の減免)

第77条(略)

2 前項の規定によつて種別割の減免を受けようと する者は、納期限までに、当該軽自動車等につい て減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項 を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明 する書類を添付し、これを市長に提出しなければ ならない。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)~(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第78条(略)

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受け ようとする者は、納期限までに、市長に対して、 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条の規定により交付された身体障害者手帳 (戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168 号) 第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受 けている者で身体障害者手帳の交付を受けていな い者にあつては戦傷病者手帳とする。以下この項 において「身体障害者手帳」という。)、厚生労 働大臣の定めるところにより交付された療育手帳 (以下この項において「療育手帳」という。) 又 は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭 和25年法律第123号)第45条の規定により 交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項 において「精神障害者保健福祉手帳」という。) 及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第 92条の規定により交付された身体障害者又は身 体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害 者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に 限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下こ の項において「運転免許証」という。) を提示す るとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に 減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、 提出しなければならない。

を添付して、提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2 項第1号に規定する免許情報記録(以下この号 において「免許情報記録」という。)の番号、 運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記 録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が 付されている場合には、その条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カ ードを提示したときは、当該免許情報記録個人番 号カードに記録された特定免許情報を確認するた めに必要な措置を受けなければならない。

<u>4・5</u> (略)

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第10条の2(略)

 $2 \sim 22$ (略)

- 23 法附則第15条<u>第36項</u>に規定する条例で定 める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条<u>第37項</u>に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条<u>第40項</u>に規定する条例で定 める割合は、3分の1とする。
- 26 法附則第15条<u>第41項</u>に規定する条例で定 める割合は、4分の3とする。
- 27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の 適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3(略)

 $2 \sim 13$ (略)

14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず同条第1項の規定を適用することができる。

<u>15・16</u> (略)

(1)~(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、<u>交付年月日及び</u>有効期限 並びに運転免許の種類及び条件が付されている 場合には、その条件

(6) (略)

<u>3 · 4</u> (略)

附則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める 割合)

第10条の2 (略)

 $2 \sim 22$ (略)

- 23 法附則第15条<u>第37項</u>に規定する条例で定 める割合は、3分の2とする。
- 24 法附則第15条<u>第38項</u>に規定する条例で定 める割合は、2分の1とする。
- 25 法附則第15条<u>第41項</u>に規定する条例で定 める割合は、3分の1とする。
- 26 法附則第15条<u>第42項</u>に規定する条例で定 める割合は、4分の3とする。
- 27・28 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の 適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 13$ (略)

14・15 (略)

<u>(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の</u> 適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第 2項において準用する場合を含む。)の規定の適 用を受けようとする者は、当該年度の初日の属す る年の1月31日(第44条第6項の規定により 同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有 者とみなされた者が当該仮換地等について法附則 第16条の2第6項(同条第7項において準用す る場合を含む。)の規定により読み替えて適用さ れる同条第1項の規定の適用を受けようとする場 合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事

- <u>項を記載した申告書を市長に提出しなければなら</u>ない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住 宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日にお いて存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第1 6条の2第1項(同条第2項において準用する 場合及び同条第6項(同条第7項において準用 する場合を含む。)の規定により読み替えて適 用される場合を含む。)の規定の適用を受けよ うとする土地を法第349条の3の2第1項に 規定する家屋の敷地の用に供する土地として使 用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の2第1項(同条第2項におい で準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける 土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定 資産税については、第64条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災 共用土地(以下この項において「特定被災共用土 地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出 は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者 (以下この項において「特定被災共用土地納税義 務者」という。)の代表者が毎年1月31日まで に次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出 して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又 は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない 者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地 積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2 第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家 屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏 名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の 当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分 する場合に用いられる割合に準じて定めた割合 及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被 災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この 項において「特定仮換地等」という。)に係る固 定資産税額の按分の申出については、前項中「特 定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮 換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」 とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共 用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する 従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

- (平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の 適用を受けようとする者がすべき申告等)
- 第10条の5 法附則第16条の3第1項(同条第 2項において準用する場合を含む。)の規定の適 用を受けようとする者は、当該年度の初日の属す る年の1月31日(第44条第6項の規定により 同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有 者とみなされた者が当該仮換地等について法附則 第16条の3第6項(同条第7項において準用す る場合を含む。)の規定により読み替えて適用さ れる同条第1項の規定の適用を受けようとする場 合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事 項を記載した申告書を市長に提出しなければなら ない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住 宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第1 6条の3第1項(同条第2項において準用する 場合及び同条第6項(同条第7項において準用 する場合を含む。)の規定により読み替えて適 用される場合を含む。)の規定の適用を受けよ うとする土地を法第349条の3の2第1項に 規定する家屋の敷地の用に供する土地として使 用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける 土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定 資産税については、第64条の規定は適用しない
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災 共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者 (以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又 は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない 者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地 積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3 第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家 屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏 名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の 当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適 用を受けようとする者がすべき申告等)

- 第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第 2項において準用する場合を含む。)の規定の適 用を受けようとする者は、当該年度の初日の属す る年の1月31日(第44条第6項の規定により 同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有 者とみなされた者が当該仮換地等について法附則 第16条の2第6項(同条第7項において準用す る場合を含む。)の規定により読み替えて適用さ れる同条第1項の規定の適用を受けようとする場 合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事 項を記載した申告書を市長に提出しなければなら ない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番 号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有し ない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並 びに当該納税義務者が令附則<u>第12条の4第1</u> 項第3号から第5号まで又は第3項第3号から 同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第 1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住 宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日におい て存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第1 6条の2第1項(同条第2項において準用する 場合及び同条第6項(同条第7項において準用 する場合を含む。) の規定により読み替えて適 用される場合を含む。) の規定の適用を受けよ うとする土地を法第349条の3の2第1項に 規定する家屋の敷地の用に供する土地として使 用することができない理由

(4) (略)

- 2 法附則第16条の2第1項(同条第2項におい て準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける 土地に係る令和7年度分及び令和8年度分の固定 資産税については、第64条の規定は適用しない。
- 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災 共用土地(以下この項において「特定被災共用土 地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出 は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税 義務者(以下この項において「特定被災共用土地 納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長 に提出して行わなければならない。
 - (1) (2) (略)

- (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分 する場合に用いられる割合に準じて定めた割合 及び当該割合の算定方法
- 法附則第16条の3第9項の規定により特定被 災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この 項において「特定仮換地等」という。)に係る固 定資産税額の按分の申出については、前項中「特 定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮 換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」 とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共 用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する 従前の土地である特定被災共用土地に」とする。 (令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適

用を受けようとする者がすべき申告等)

- 第10条の6 法附則第16条の4第1項(同条第 2項において準用する場合を含む。)の規定の適 用を受けようとする者は、当該年度の初日の属す る年の1月31日(第44条第6項の規定により 同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有 者とみなされた者が当該仮換地等について法附則 <u>第16条の4第6項</u>(同条第7項において準用す る場合を含む。)の規定により読み替えて適用さ れる同条第1項の規定の適用を受けようとする場 合にあつては、3月31日)までに次に掲げる事 項を記載した申告書を市長に提出しなければなら ない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番 号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有し ない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並 びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1 項第3号から第5号まで又は第3項第3号から 第5号までに掲げる者である場合にあつては、 同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第 1号若しくは第2号に掲げる者との関係
 - (2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住 宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日におい て存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第1 6条の4第1項(同条第2項において準用する 場合及び同条第6項(同条第7項において準用 する場合を含む。) の規定により読み替えて適 用される場合を含む。) の規定の適用を受けよ うとする土地を法第349条の3の2第1項に 規定する家屋の敷地の用に供する土地として使 用することができない理由

(4) (略)

- 2 法附則第16条の4第1項(同条第2項におい て準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける 土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定 資産税については、第64条の規定は適用しない。
- 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災 共用土地(以下この項において「特定被災共用土 地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出 は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税 義務者(以下この項において「特定被災共用土地 納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長 に提出して行わなければならない。

(1) • (2) (略)

- (3) 特定被災共用土地に係る法附則<u>第16条の2</u> <u>第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家 屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4)(略)
- (5) 法附則<u>第16条の2第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則<u>第16条の2第9項</u>の規定により特定被 災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この 項において「特定仮換地等」という。)に係る固 定資産税額の按分の申出については、前項中「特 定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮 換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」 とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共 用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する 従前の土地である特定被災共用土地に」とする。
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則<u>第16条の4</u> <u>第3項</u>に規定する被災区分所有家屋の所在、家 屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4)(略)
- (5) 法附則<u>第16条の4第3項</u>の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被 災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この 項において「特定仮換地等」という。)に係る固 定資産税額の按分の申出については、前項中「特 定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮 換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」 とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共 用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する 従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条及び第8条の改正 規定並びに次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附 則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の和光市税条例(以下「新条例」という。)第6条の規定は、 前条ただし書に規定する規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前に した公示送達については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第71条(第1号に係る部分に限る。)の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。